

# 保険・年金 フォーカス

## EU ソルベンシー II の動向 —各国の保険監督制度の同等性評価を巡る最近の 動きはどうなっているのか—

取締役 保険研究部 研究理事  
年金総合リサーチセンター長 中村 亮一  
TEL: (03)3512-1777 E-mail: [nryoichi@nli-research.co.jp](mailto:nryoichi@nli-research.co.jp)

### 1—はじめに

EU(欧州連合)のソルベンシーIIは、2016年1月にスタートしたが、これに関連して、EU加盟国の保険監督当局から構成されるEIOPA(欧州保険年金監督機構: European Insurance and Occupational Pensions Authority)を中心に、EU域外の国(第三国)の保険監督制度に対して、ソルベンシーIIとの同等性評価が行われてきている。この動きについては、基礎研レター「[EU ソルベンシーIIの動向—各国の保険監督制度の同等性評価の現状はどうなっているのか—](#)」(2015.8.10)(以下、「前回のレター」という)で報告した。

今回のレポートでは、前回のレター後の同等性評価を巡る状況について報告する。

### 2—EU ソルベンシーIIとの同等性評価の概要

EU ソルベンシーIIとの同等性評価については、評価に用いる「原則」、「目的」、「指標」等を示したコンサルテーション・ペーパー No. 78 (CP 78)<sup>1</sup>が、2009年11月に公表されている。その後、このペーパーに示された考え方等に基づいて、「再保険」、「グループ・ソルベンシー評価」、「グループ監督」の3つの監督分野について、同等性評価が実施されてきている。

上記3つの各監督分野において、ある第三国の保険監督制度がソルベンシーIIと同等と認められた場合には、その第三国での規制に従う保険会社が、EUの規制に従う保険会社と(同等と認められた監督分野において)同等に取り扱われることになる。

#### 1 | 同等性評価の3つの監督分野

##### ① 再保険 (ソルベンシーII指令の第172条)

<sup>1</sup> 第三国同等性評価に係るコンサルテーション・ペーパー No. 78  
[http://archive.eiopa.europa.eu/fileadmin/tx\\_dam/files/consultations/consultationpapers/CP78/CEIOPS-CP-78-09-L2-Advice-Equivalence-for-reinsurance-and-group-supervision.pdf](http://archive.eiopa.europa.eu/fileadmin/tx_dam/files/consultations/consultationpapers/CP78/CEIOPS-CP-78-09-L2-Advice-Equivalence-for-reinsurance-and-group-supervision.pdf)

第三国の再保険会社（再保険事業を行う会社を含む）が関係する。

第三国のルールが同等だと評価されれば、その国の再保険会社は、EEA（欧州経済領域）<sup>2</sup>の監督当局によって、EEAの再保険会社と同様に取り扱われなければならない。このことは、EEAの保険会社が第三国の再保険会社との再保険取引を締結する魅力を高めることになる。

## ② グループ・ソルベンシー評価（ソルベンシーII指令の第227条）

第三国で事業を行うEEAの保険会社が関係する。

第三国のルールが同等だと評価されれば、EEAの国際的に活動している保険グループが、その子会社等のソルベンシー評価において、ソルベンシーIIではなく、ローカル基準を使用することが認められることになる。このことは第三国における子会社等がソルベンシーII要件に合致するようにデータを再計算する必要性を軽減することになる。

## ③ グループ監督（ソルベンシーII指令の第260条）

EEAにおいて事業活動を行う第三国の保険会社が関係する。

第三国のルールが同等だと評価されれば、EEAの監督当局は一定の条件下で第三国によって行われるグループ監督に依存することになる。これにより、第三国の国際的に活動している保険グループが二重のグループ監督から発生する不必要な負担から解放されることになる。

## 2 | 同等性の3つのタイプ

評価により決定される同等性には、以下の3つのタイプがある。なお、同等性が認められる期間に差異はあるものの、いったん同等性が認められれば、①と②又は③について、実質的な取扱に差異はないものと考えられている。

### ① 完全同等性(Full Equivalence)

3つの全ての監督分野が対象で、無制限の期間有効

### ② 一時的同等性(Temporary Equivalence)

（完全同等性に向けて進展がなされているならば）再保険とグループ監督が対象で、5年（2020年12月31日（1年延長の可能性有））まで有効

一時的同等性が認められるためには、同等と評価できる健全な制度を採用・適用し、将来の同等性評価プロセスに従事することをコミットしなければならない。さらに、経過期間内にそのコミットメントを果たすために、ワーク・プログラムを設定し、十分なリソースを割り当てたことを示さなければならない。

### ③ 暫定同等性(Provisional Equivalence)

（完全同等性に向けて進展がなされているならば）グループ・ソルベンシー評価が対象で、10年（さらに10年更新可能）まで有効

暫定同等性が認められるためには、現在の制度が完全同等性の要件を満たすことができること、又は将来そのような制度が採用され、適用されるということを示さなければならない。

<sup>2</sup> EU加盟28カ国にスイスを除くEFTA加盟国のアイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェーを加えた31カ国以下では、実質的にEEAを指している場合でも、代表する形でEUの表現を使用している。

### 3—同等性評価の実施状況

同等性評価に関して、これまでに決定された結果は、以下の通りである。

#### 1 | 2015年6月5日の欧州委員会の決定

前回のレターで報告したとおり、欧州委員会(European Commission)は2015年6月5日に第三国の同等性評価に関して、以下の2点の内容を採択した。

- ①スイスについては、完全に同等である。
- ②バミューダ、オーストラリア、ブラジル、カナダ、メキシコ及び米国については、グループ・ソルベンシー評価が暫定同等(2016年1月から10年間)である<sup>3</sup>。

こうして、欧州委員会で採択された内容については、原則3ヶ月以内(ただし、期限の3ヶ月延長が可能)に、欧州議会(European Parliament)及び欧州理事会(European Council)による精査と承認が行われる。その後、Official Journal of the European Union に公表され、20日後に施行される。

上記の決定に対しては、前回のレターで、②に関して、欧州理事会の経済・財務相理事会(ECOFIN)が7月14日に採択案を承認したが、欧州議会での承認手続きに時間がかかっていることを述べた。ただし、その後、これについても無事12月に異議申し立ての期間を過ぎて、承認が得られた形になっている。

これにより、スイスについては、再保険、グループ・ソルベンシー評価及びグループ監督の3つの分野に関しての同等性評価が認められることとなり、EUで事業を行うスイスの保険会社はEUの保険会社と同等の条件で事業を行うことが可能になった。

また、米国等については、グループ・ソルベンシー評価の暫定同等性が認められたため、EUの保険会社が米国等における子会社や子会社グループのソルベンシー資本を「控除と集計(deduction and aggregation)」手法に基づいて算出する上で、ソルベンシーIIを使用するのではなく、米国等のソルベンシー・ルールを使用することができる<sup>4</sup>こととなった。

ただし、これは、あくまでもEUの保険会社に対してメリットを与えるものである。米国等の6カ国からの保険会社のEUにおける事業の規制取扱については何の直接的な影響も与えない。

#### 2 | 2015年11月26日の欧州委員会の決定

さらに、欧州委員会は2015年11月26日に第三国の同等性評価に関して、以下の2点の内容を採択した。

- ①バミューダについては、完全に同等である。
- ②日本については、再保険が一時的同等(2016年1月から5年間)、グループ・ソルベンシー評価が暫定同等(2016年1月から10年間)である。

なお、これらの決定についても、欧州議会及び欧州理事会による精査や承認も得られ、3月に正式決定し

<sup>3</sup> バミューダの同等性の評価においては、(EIOPAの最終評価の通り)キャプティブや特別目的の保険会社は除かれている。

<sup>4</sup> ただし、具体的な算出方法については、米子会社資本要件の、ソルベンシーIIにおけるSCR(ソルベンシー資本要件)への反映比率に幅があることに示されているように、欧州保険グループ間で必ずしも統一されていない。

ている。

バミューダについては、既に6月5日の段階で、グループ・ソルベンシー評価の暫定同等性が得られていたが、その後7月に、ソルベンシーIIの同等性に対応するため、新たな保険規制が採択されたことを受けて、スイスと同様に、完全同等性の位置付けが与えられることとなった。

これにより、バミューダの保険会社は、国内での税制や規制面での有利な取扱から得られるベネフィットを享受しつつ、EUの保険会社との取引において、EUの保険会社と同等の競争条件が認められることになった。

日本については、2015年3月に公表されたEIOPAによる最終評価レポートにおける評価に基づいて、再保険については「一時的同等」、グループ・ソルベンシー評価については「暫定同等」ということになった。欧州委員会は、EIOPAによる技術的サポートを受けて、今後5年間に、日本における再保険契約に対する規制制度の進展や完全同等性の条件達成に向けての評価を行っていくことになる。

## 4—今後の動き

### 1 | ここまでの状況の総括

3で述べたように、2016年4月末の時点で、完全同等性の評価が与えられたのは、スイスとバミューダの2カ国のみである。それ以外では、日本の再保険に対する一時的同等性が認められた以外は、日本を含めた6カ国にグループ・ソルベンシー評価の暫定同等性が認められただけとなっている。

EUの保険会社にとっては、グループ・ソルベンシー評価の同等性が最も重要であることから、優先順位が高くなっているのは止むを得ない。

第三国の保険会社にとっては、むしろ再保険やグループ監督の取扱が大きな意味を有している。

第三国の「再保険」の同等性が認められないと、こうした国々の再保険会社は、技術的準備金をカバーするための資産をEU内に保持することを求められることにもなり、EUの再保険会社に比べて、不利な立場に置かれることになる。さらには、日本とバミューダの再保険の同等性が認められたことから、例えば米国の再保険の同等性が認められなければ、これは米国の再保険会社にとって容認しがたい状況となる。こうした状況を踏まえて、米国の再保険協会も、EUと米国という2大市場における再保険会社に対する競争条件の平等化を強く要望している。

また、「グループ監督」の同等性については、もしこれが認められなければ、EUに子会社や支店を有するEU域外の保険グループは、EUにおける中間持株会社のようなサブグループを設立するという代替的な手段を考慮しなければならなくなる。EU加盟国の監督当局がこうした手段を認めなければ、EUにおけるグループ監督に服さなければならなくなることにもなる。

### 2 | EUと米国との対話プロジェクト

EUと米国との間では、両者の監督規制の枠組みの相互理解を達成する目的で、2012年に「EU-US対話プロジェクト<sup>5</sup>」がスタートしており、再保険<sup>6</sup>やグループ監督を含めて各種の議論等が行われてきている。そ

<sup>5</sup> 米国からはNAIC（全米保険監督官協会）及びFIO（連邦保険局）、EUからは欧州委員会、EIOPA等が参加している。

<sup>6</sup> 米国も米国外の再保険会社への出再に対しては担保を要求する等の規制を課してきており、一部の適格国（2015年1月1

こで得られる情報等が同等性評価等に重要な役割を果たしている。

現在、EUの保険会社は、ソルベンシーIIと米国の再保険担保要件の両方を遵守しなければならないが、これについては、現在、EUと米国の間で、「カバード・アグリーメント(Covered Agreement)<sup>7</sup>」の採択に関する協議<sup>8</sup>が行われている。カバード・アグリーメントが採択されれば、米国において、EUの保険会社が事業展開することが容易になり、一方で米国の保険会社が欧州で事業展開することを容易にするソルベンシーIIの同等性評価に向けた足掛かりになるものと見なされている。

2015年11月に、米国の財務省と通商代表部(USTR)は、EUとのカバード・アグリーメントの交渉を開始することを公表した。2016年2月には、「保険と再保険に関する2者間合意に向けての米国とEUの交渉に関する共同声明」を公表し、「両者は、効率的かつ迅速に行動することに合意し、グループ監督、監督当局間の機密情報の交換及び担保を含む再保険監督に係る事項についての合意を誠実に追求することを確認した。」と述べている。

ただし、カバード・アグリーメントの採択については、米国内でも、連邦と州との規制問題等も関係していることから、一筋縄では行かない可能性もあり、今後の動向は注視していく必要がある。

### 3 | 評価対象国及び評価対象分野の拡大

これまでに、少なくとも1つの監督分野で同等性評価を受けた国は、8カ国に限定されている。

今後さらに評価対象国及び評価対象分野が拡大していくことが期待されている。当初の計画では、昨年の段階でさらなる評価範囲の拡大が期待されていたが、内部モデル承認の評価等の課題も抱える中で、計画も縮小されてきた。

こうした中で、欧州の保険業界団体であるInsurance Europeも、欧州委員会に対して、既にEIOPAによる同等性評価の分析を受けている、中国、香港、シンガポール、イスラエル、チリ、南アフリカ及びトルコといった国々に対して、同等のステータスを認めるように働きかけている。

これらの国々に子会社等を有しているEUの保険会社にとっては、これらの子会社等に対してソルベンシーIIによる規制が課せられることは、他のローカルの保険会社等にはない追加の事業運営負荷や規制コストを負担しなければならないことを意味することになるため、できる限り回避したいと考えている。

なお、こうした国々以外にも、韓国、台湾、タイ等においても、欧州保険グループの有意なプレゼンスを有する子会社等がある場合には、同等性が認められることが期待されている。

因みに、保険料収入で世界のトップ20の国に対する同等性評価の現状は、次ページの図表の通りとなっている。

---

日時点で、バミューダ、フランス、ドイツ、アイルランド、日本、スイス、英国の7カ国)からの高格付けの再保険会社との取引については担保割合を削減する等の緩和を進めてはいるが、例えばEUの全ての国が適格国に該当しているわけではなく、EUはこの点の修正を要求している。

<sup>7</sup> 「カバード・アグリーメント」とは、米国において、州による保険や再保険事業の規制に対して、必要な場合に、財務省や通商代表部(USTR)が行使する独自の予備権限として、ドッド・フランク法において導入された概念である。

<sup>8</sup> 第1ラウンドが2月にブリュッセルで開催され、第2ラウンドが5月にワシントンで開催される。

世界のトップ20の保険市場のEUソルベンシー II との同等性評価の状況  
(◎:完全同等、○:一時的・暫定同等)

順位	国	再保険	グループ・ソルベンシー評価	グループ監督
1	米国		○	
2	日本	○	○	
3	英国		ソルベンシー II	
4	中国			
5	フランス		ソルベンシー II	
6	ドイツ		ソルベンシー II	
7	イタリア		ソルベンシー II	
8	韓国			
9	カナダ		○	
10	オランダ		ソルベンシー II	
11	台湾			
12	オーストラリア		○	
13	ブラジル		○	
14	スペイン		ソルベンシー II	
15	インド			
16	スイス	◎	◎	◎
17	アイルランド		ソルベンシー II	
18	南アフリカ			
19	香港			
20	ベルギー		ソルベンシー II	

(※)ランキングは、スイス再保険「sigma No4/2015」の2014年の米ドル建て総保険料に基づく。トップ20の国以外では、バミューダの3分野での完全同等性、メキシコのグループ・ソルベンシー評価の暫定同等性が認められている。

## 5—まとめ

以上、EU の同等性評価を巡る状況について報告してきた。

そもそも、グローバルで事業展開をする保険会社にとって、世界的に規制内容が統一されていくことは、望ましい方向である。EU の保険会社にとって、世界各国の監督規制がソルベンシー II と同等であると認められていくことも、望ましいことである。ただし、当然のことながら、評価を行う EU の監督機関の立場から考えれば、それが実態を適正に表しているものであり、そのベースとなる原則的な考え方に整合性がないと、同等であるとの評価を与えることは難しい状況にある、と思われる。

一方で、現在、IAIS (保険監督者国際機構)において、EU のソルベンシー II も踏まえつつ、グローバルな資本規制である ICS (国際資本基準)の検討が進められている。各国の監督当局の立場からすれば、このような形で国際的に統一された資本基準が構築されていくのであれば、必ずしもソルベンシー II との完全な同等性を追求する必要はないものとも考えられる。

さらに、EU 域外の保険会社の立場からは、自国の保険監督について、ソルベンシー II との同等性が認められることは望ましいことではあるが、一方でその目的のために、自国の監督規制がソルベンシー II に準じる形で複雑化・厳格化していくことについては懸念も感じているようである。

こうした状況の中で、各国の監督当局は、IAIS や EIOPA 等における今後の監督規制に関する議論の展開を考慮に入れながら、自国の状況にマッチした規制の構築や改革に取り組んでいくものと思われる。

いずれにしても EU のソルベンシー II との同等性評価を巡る動きについては、各国の監督当局にとっても関心の高い項目だけに、EU が各国の保険監督制度をどう評価し、各国間でどのような調整が行われていくのかについては、大変興味深く、今後とも注視していくこととしたい。

以上